

大阪市における建築物の建築に係る整備基準早見表

【この早見表について】

バリアフリー法、大阪府福祉のまちづくり条例で規定する移動等円滑化基準のチェックリストの項目を、その建築物の利用者別に整理した大阪府作成の早見表に、大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱で規定する基準の項目を追加したものです。(各項目の詳しい規定等は、条文を参照してください。)

- [A] 不特定多数利用 (例: 物販店、病院、老人デイサービスセンター等)
[B] 多数利用 ※C及びDを除く (例: 共同住宅等)
[C] 主として高齢者、障がい者等が利用 ※Dを除く (例: 老人ホーム等)
[D] 主として視覚障がい者が利用 (例: 視覚支援学校等)

バリアフリー法、大阪府福祉のまちづくり条例で規定する基準の項目
大阪市の要綱で規定する基準の項目
解説掲載頁〇-〇〇: 国土交通省建築設計標準R3年3月版の頁
解説掲載頁P〇〇: 大阪府条例逐条解説R5年11月版の頁

<国土交通省HP>国土交通省ホームページ >> 政策・仕事 >> 住宅・建築 >> 建築 >> 建築物におけるバリアフリーについて
<大阪府HP>大阪府ホームページ >> 暮らし・住まい・まちづくり > 建設・まちづくり > おおさかのあたりまえ/福祉のまちづくり > 大阪府福祉のまちづくり条例逐条解説

Table with columns: 基準, 用途, ただし書の有無, 解説掲載頁, 不特定多数利用, 多数利用, 主として高齢者、障がい者等が利用, 主として視覚障がい者が利用. Rows include categories like 廊下等, 階段, 傾斜路, エスカレーター, 便所, 一般基準.

【この早見表について】

バリアフリー法、大阪府福祉のまちづくり条例で規定する移動等円滑化基準のチェックリストの項目を、その建築物の利用者別に整理した大阪府作成の早見表に、大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱で規定する基準の項目を追加したものです。(各項目の詳細な規定等は、条文を参照してください。)

- 【A】 不特定多数利用 (例: 物販店、病院、老人デイサービスセンター等)
【B】 多数利用 ※C及びDを除く (例: 共同住宅等)
【C】 主として高齢者、障がい者等が利用 ※Dを除く (例: 老人ホーム等)
【D】 主として視覚障がい者が利用 (例: 視覚支援学校等)

□: バリアフリー法、大阪府福祉のまちづくり条例で規定する基準の項目
■: 大阪市の要綱で規定する基準の項目
解説掲載頁○-○: 国土交通省建築設計標準R3年3月版の真
解説掲載頁○○: 大阪府条例逐条解説R5年11月版の真

< 国土交通省HP > < 国土交通省ホームページ > < 政策・仕事 > < 住宅・建築 > < 建築 > < 建築物におけるバリアフリーについて >
< 大阪府HP > < 大阪府ホームページ > < 暮らし・住まい・まちづくり > < 建設・まちづくり > < おおさかのあたりまえ/福祉のまちづくり > < 大阪府福祉のまちづくり条例逐条解説 >

Table with columns: 基準, 用途, ただし書の有無, 解説掲載頁, 不特定多数利用 [A], 多数利用 [B], 主として高齢者、障がい者等が利用 [C], 主として視覚障がい者が利用 [D]. Rows include categories like 'ホテル又は旅館の車いす使用者用客室', '一般客室', '敷地内の通路', and '駐車場'.

【この早見表について】

バリアフリー法、大阪府福祉のまちづくり条例で規定する移動等円滑化基準のチェックリストの項目を、その建築物の利用者別に整理した大阪府作成の早見表に、大阪市ひとやさしいまちづくり整備要綱で規定する基準の項目を追加したものです。(各項目の詳細な規定等は、本文を参照してください。)

- [A] 不特定多数利用 (例: 物販店、病院、老人サービスセンター等)
[B] 多数利用 ※C及びDを除く (例: 共同住宅等)
[C] 主として高齢者、障がい者等が利用 ※Cを除く (例: 老人ホーム等)
[D] 主として視覚障がい者が利用 (例: 視覚支援学校等)

□: バリアフリー法、大阪府福祉のまちづくり条例で規定する基準の項目
■: 大阪市の要綱で規定する基準の項目
解説掲載○: 国土交通省建築設計標準R3年3月版の真解説掲載頁P〇〇: 大阪府条例逐条解説R5年11月版の真

<国土交通省HP><国土交通省ホームページ>> 政策・仕事 >> 住宅・建築 >> 建築 >> 建築物におけるバリアフリーについて
<大阪府HP>> 大阪府ホームページ >> くらし・住まい・まちづくり >> 建設・まちづくり >> おおさかのあたりまえ/福祉のまちづくり >> 大阪府福祉のまちづくり条例逐条解説

Table with columns: 基準, 用途, ただし書の有無, 解説掲載頁, 不特定多数利用, 多数利用, 主として高齢者、障がい者等が利用, 主として視覚障がい者が利用. Rows include: 車いす客席, 視覚, 案内設備, 防火戸, 避難口誘導灯, 記載台・受付カウンター, 公衆電話, 現金自動預払機等, 経路上, 出入口, 廊下等, 傾斜路, エレベーター及びその乗降ロビー, etc.

【この見直しについて】

バリアフリー法、大阪府福祉のまちづくり条例で規定する移動等円滑化基準のチェックリストの項目を、その建築物の利用者別に整理した大阪府作成の見直し表に、大阪市ひとやさしいまちづくり整備要綱で規定する基準の項目を追加したものです。(各項目の詳細な規定等は、条文を参照してください。)

- 【A】 不特定多数利用 (例: 物販店、病院、老人サービスセンター等)
- 【B】 多数利用 ※C及びDを除く (例: 共同住宅等)
- 【C】 主として高齢者、障がい者等が利用 ※Dを除く (例: 老人ホーム等)
- 【D】 主として視覚障がい者が利用 (例: 視覚支援学校等)

□: バリアフリー法、大阪府福祉のまちづくり条例で規定する基準の項目
 □: 大阪市の要綱で規定する基準の項目
 解説掲載頁○-○○: 国土交通省建築設計標準R3年3月版の真
 解説掲載頁○○: 大阪府条例逐条解説R5年11月版の真

<国土交通省HP><国土交通省ホームページ>> 政策・仕事 >> 住宅・建築 >> 建築 >> 建築物におけるバリアフリーについて
 <大阪府HP><大阪府ホームページ>> <暮らし・住まい・まちづくり>> 建設・まちづくり >> おおさかのあたりまえ/福祉のまちづくり >> 大阪府福祉のまちづくり条例逐条解説

基準	用途	ただし書の有無	解説掲載頁	不特定多数利用	多数利用	主として高齢者、障がい者等が利用	
						主として視覚障がい者が利用	主として視覚障がい者が利用
				【A】	【B】	【C】	【D】
(要綱別表第2オ①イ(ア))	①-1 かがの開口は、140cm以上であるか(共同住宅を除く)			●	●	●	●
(要綱別表第2オ①イ(ア))	①-2 かがの開口は、160cm以上であるか(共同住宅を除く、5,000㎡以上のものに限り)			●	●	●	●
(要綱別表第2オ①イ(ア))	①-3 群管理等に対する整備をしているか(他のエレベーターのかが内も視覚障がい者に配慮、又は点状ブロックのある一般乗場ボタンを押した場合、福祉エレベーターが必ず到着すること)(視覚障がい者の単独での利用が想定されない、誘導する者が常駐する及び利用上支障がない場合は、この限りでない。)	○		●	●	●	●
(要綱別表第2フ⑤ア)	①-4 昇降機出入口付近の国際シンボルマークの表示の色は、濃いブルーと白、又は黒と白であるか(大きさは10cm角以上から45cm角以下が望ましい)		2-94	●	●	●	●
特殊な構造又は使用形態のエレベーター その他の昇降機 (政令第18条第2項第6号)	①エレベーターの場合		P91	●	●	●	●
	(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であるか		●	●	●	●	
	(2)かがの幅は70cm以上であるか		●	●	●	●	
	(3)かがの奥行きは120cm以上であるか		●	●	●	●	
	(4)かがの幅及び奥行きは十分であるか(車いす使用者がかが内で方向を変更する必要がある場合)		●	●	●	●	
②エスカレーターの場合		●	●	●	●		
(1)車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか		●	●	●	●		
敷地内の通路 (政令第18条第2項第7号)(条例第24条第1項第3号)	①幅は120cm以上であるか		P93	●	●	●	●
	②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか		●	●	●	●	
	③車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		●	●	●	●	
	④通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ちないものとしているか		●	●	●	●	
	⑤傾斜路		●	●	●	●	
(1)幅は段に代わる場合は120cm以上、段に併設する場合は90cm以上であるか		●	●	●	●		
(2)勾配は1/12を超えないか(高さ16cm以下の場合は1/8を超えないか)		●	●	●	●		
(要綱別表第2コ①)	(2)-1 勾配は1/12(高低差が10cm未満の場合は1/8)以下であるか		●	●	●	●	
(政令第18条第3項)	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踏場を設けているか(勾配1/20を超える場合に限り)		P93	●	●	●	
(政令第18条第3項)	⑥上記①から⑤は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る		●	●	●	●	
案内設備までの経路 (政令第21条)(条例第26条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は除く) ※8	○	P101	●	-	-	●
	①-1 線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は除く)	○	●	●	●	●	
	②車路に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	○	P101	●	-	-	●
	②-1 車路に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	○	●	●	●	●	
	③段・傾斜がある部分の上下端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※9	○	P101	●	-	-	●
③-1 段・傾斜がある部分の上下端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか		●	●	●	●		
(要綱別表第2イ⑧、コ②、③、④)	③-2 案内設備までの経路に段が設けられていないか		●	●	●	●	
	④経路上に設ける段を回り段としていないか		P101	●	-	-	●

- ※1 告示(規則)で定める以下の場合を除く(告示第1497号・規則第3条)
 - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上下端に近接する場合(エスカレーター除く)
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上下端に近接する場合(エスカレーター除く)
- ※2 告示(規則)で定める以下の場合を除く(告示第1497号・規則第4条)
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・段部分と連続して手すりを設ける場合
- ※3 告示(規則)で定める以下の場合を除く(告示第1497号・規則第5条)
 - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合
- ※4 規則で定める以下の場合を除く(規則第7条)
 - ・自動車車庫に設ける場合
- ※5 共同住宅、寄宿舎においては、床面積が200㎡以上の集客室のあるものに限り。(条例第18条第5項)
- ※6 以下の場合を除く(条例第21条第1項第1号ロ)
 - ・同一客室内に階段の階がある場合、当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分
 - ・勾配が1/12を超えない傾斜路を併設する場合、当該傾斜路が併設された階段又は段の部分
 - ・浴室等の内側に防水上必要な最低限度の高低差を設ける場合、当該高低差の部分
- ※7 告示で定める以下の場合を除く(告示第1494号)
 - ・自動車車庫に設ける場合
- ※8 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合
- ※9 告示(規則)で定める以下の部分を除く(告示第1497号・規則第8条)
 - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
 - ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踏場等

注1	下記の用途に限り適用 ・病院又は診療所 ・老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (主として高齢者、障がい者等が利用するものに限り。) ・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センター その他これらに類するもの(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限り。)
注2及び注4	下記の用途に限り適用 ・病院又は診療所 ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・集客場又は公会堂 ・展示場 ・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 ・博物館、美術館又は図書館 ・飲食店 ・理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装店、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗 ・公衆便所(注2のみ)
注3	ホテル又は旅館にのみ適用
注5	次に掲げる者の事務の用に供する建築物 ・国立大学法人 ・独立行政法人国立高等専門学校機構 ・独立行政法人国立病院機構 ・独立行政法人水資源機構 ・独立行政法人都市再生機構 ・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ・地方共同法人日本下水道事業団 ・大阪府道路公社及び大阪府住宅供給公社 ・大阪市住宅供給公社